

制度の創発と集団的活動

— J. R. コモンズ『取引の公式』に基づく一考察 —

中原 隆 幸

はじめに

制度の創発過程は進化経済学にとって重要な分析対象の一つである。(ネオ) シュンペーターリアンによるイノベーション論や進化ゲーム論がこうした分析の一翼を担ってきたことは言を俟たない。しかしながら、いわゆる旧制度学派に属するJ. R. コモンズの『制度経済学』(1934)においても、制度の創発は重要な問題として論じられている。不幸なことにコモンズの制度創発論は、彼の制度経済学理論がコースなどの新制度派経済学者たちによって部分的にしか取り上げられなかったために、周知されているとは言いがたい。

本研究は、こうした問題意識に基づき、コモンズの制度創発論が、彼独自の集団的活動の理論、すなわちゴーイング・コンサーン論の中に包含されていることを、レギュラシオン学派のブリューノ・テレの研究(2002)をベースに、より発展的に検討する。その内容は以下の通りである。

われわれはすでに中原(2024)において、テレの研究に基づき、コモンズの「取引の公式」がJ. ピアジェの方法論的・発生論的構造主義による「対立・協調・秩序」という弁証法的サイクルによって再解釈可能であること、またそうした再解釈に基づけば、企業は制度の創発を基軸として動的に組織化されていることを明らかにした。

そこで、本研究では、中原(2024)でひな形を提示した、コモンズの「取引の公式」のモデル化をより発展的に論じる。とりわけ、それぞれの取引において、制度が創発される契機は何であるのか、モデル化された取引の公式を個別の事例分析に適用することを通じて明らかにしてみたい。そのために

は、制度が創発される契機と創発されない契機を峻別することが重要である。本研究ではこの契機を、集団的活動における構成員それぞれの認知レベルでの「倫理的規範」の構造化、すなわち社会におけるそれぞれのレベル（企業、団体、国家）における「適正価値」の構成とその構成過程のあり方に求めるべきであると仮定して論を進める。なお、このあり方については、宇仁（2022）の研究がすでにコモنزの「適正価値論」と現代政治哲学の詳細な検討を通じて結論を導き出している。そこで本論では宇仁（2022）の適正価値の形成における「認知的アスペクト」の概念を、コモنزの「取引の公式」に組み入れることによって「制度創発の契機」を明らかにすることを試みる。

1. 方法論的個人主義と方法論的全体主義の対立を超えて ——行為主体性の紐帯としての「集団的活動」

（1）「集団的活動」概念の両義性

コモنزの「集団的活動」概念は、両義的である。なぜならコモنزは制度とは「集団的」活動であると定義すると同時に、その活動における「個々の」取引者たちの自発的意志の力をも強調するからである。こうした両義性は、コモنز以降の制度経済学者たちを、一方ではコースのような、方法論的個人主義に基づく「企業」理論に、他方では、主として方法論的全体主義に基づく、テレのような組織の構造主義的分析に分岐させることとなった。前者は企業を、原子化された諸個人が市場的取引における取引費用を縮減するために創造した単なる媒介物と定義し、後者は構造の優位性を説きながら、構造の内部・外部における紐帯として組織を定義する¹。つまり前者では個人としての取引者の「主体性」が強調され、後者では取引者の関係性をもつ

1 後に述べるように、ここでの記述は、二つの方法論を先鋭化するための便宜的なものである。テレ（2002）における分析の特徴はここで述べたことにとどまらない。彼は方法論的全体主義の危険性を幾度となく指摘している。正確には、彼のアプローチは本研究も依拠する「全体・個人主義」である。詳細は中原（2024）を参照されたい。

「客体性」が強調されているのである。

コモنزの言う「適正価値」概念が、均衡概念ではなく、進化的概念であり、社会経済のプラグマティックな漸次的改善の帰結として立ち現れるものである限りにおいて、方法論的個人主義と方法論的全体主義のどちらか一方の極への偏りは全面的に棄却されるべきであろう。なぜなら諸個人の自発的意志なくして、制度変化は起こりえないし、諸制度による社会経済の秩序化は、諸個人の関係性を構造化する「動態的諸集団（ゴーイング・カンサーン）」の安定化なくして、維持され得ないからである。重要なのは、制度変化を引き起こす契機とは何かを諸個人の行為性と諸組織の構造的性の両面において分析可能とする概念、つまりその両面を含んでいると見なされるコモنزの「取引の公式」に基づいて、「諸個人および諸集団の行為論」を現代的に再構築せねばならない、ということである。

本論では、新たな試みとして、この問題を整理するために、あくまで暫定的にはあるが、「行為主体性（エージェンシー）」²という概念をコモنزの「取引の公式」に導入することから始めたい。

この「行為主体性」という概念は、ポスト・ケインジアンスキデルスキー（2022）から借用したものである。こうした用語に類似したものとして、アクター・ネットワーク理論において用いられる「行為遂行性（パフォーマンスティビティー）」という概念があるが、ここでは用いない³。

一見したところ、スキデルスキーの「行為主体性」概念は新古典派が依拠する欲望機械としての個人が持つ「合理的経済人」の代理表象であるかのように見える。しかしながら、スキデルスキーは、新古典派の合理的経済人仮

2 この概念の詳細については、スキデルスキー（2022）、126-27頁、を参照されたい。

3 なぜならアクター・ネットワーク理論は、主体の行為性を「事物の配置」に基づくその遂行性に求めており、本研究の趣旨からすれば、この「行為遂行性」の概念は「主体の客体化」に関わるものであると思われるからである。したがって、コモنزの制度経済学本来の意味において最も適切な用語である「自発的意志」を本報告においても使用すべきであるが、行為主体がもつ（能動的かつ受動的なものであるところの）「自発性」に焦点を絞るために、より一般的に理解されやすい「行為主体性」という用語を、以下暫定的に使用する。なお行為遂行性についての詳細は、例えば山本（2019）を参照されたい。

説を、彼独自の経済学方法論において根本的に批判しており、彼の言う個人の主体的な行為性は、「経済合理性以外の様々な合目的性」によって調整される「より現実的な人間像」に基づいて提唱されている。この限りにおいて、本論が基礎とするコモンズの「取引の公式」とこの概念は親和性が高いように思われる。コモンズはこうした行為性を「自発的意志」と呼んでいるが、この名称はコモンズ自身の意図とは裏腹に、ややもすれば、自由度の高い能動的な意志決定のみを、想起させる。そこで本研究では、自発的意志に変わる用語として行為主体性を試験的に用いることとする。

以下では、スキデルスキーのいう行為主体性を理解するために、本旨からやや逸脱することになるが、彼の経済学批判そのものを概観してみよう。

(2) スキデルスキーの経済学批判⁴

スキデルスキー（2022）は異端派も含めた「経済学」全般に対して批判を行っている。

彼によれば、

「私と与えようと望んでいるのは、経済学者たちの考え方に対する洞察、経済的行動についての経済学者に特徴的な思考の様式に対する洞察である」(前掲同書、2頁)

つまり彼の批判の要諦は「経済学方法論」の刷新にある。彼によれば、そもそも経済学は、事実を論理的に説明する「記述的」科学と「こうあるべき」理想像を語る「規範的」科学を混同しており、主流派経済学はその主張とは裏腹に明らかに後者に属しているという。主流派経済学が「真理」であるとするものは、他の条件を同一とすれば「こうあるべき・こうなるべき」ものを論理整合的に述べているだけであり、その記述に際して数学的定式化

4 本節および以下の(3)～(5)の記述は、スキデルスキー（2022）の議論全般を要約したものである。なお、簡略化のため、全面的な引用部分以外は、煩雑さを避けるために、引用頁等の引用箇所は省略する。無論、そのことによる誤った解釈や誤読があった場合は、全て引用者の責に当然帰せられるものである。

を行うことで、説得力を持たせているに過ぎないのであって、その証拠に経済学の法則は自然科学のそれとは異なり、反証不可能であると、彼は指摘する。

さて、彼の主張は、以下のように要約できる。

- 1) 主流派経済学は人間という存在を誤って捉えている。
- 2) 過度に単純な諸前提から一般化を行ってそれを適用することは現実を把握する上で有害でさえある。
- 3) 数学的言語は論証術ではなく、説得術の一部である。
- 4) 方法論的個人主義の経済学への適用は有害である。
- 5) 普遍的な法則を追求することよりも状況依存的な多元主義へ向かうべきであって、そのためには、政治学、社会学、歴史学、倫理学といった隣接領域との協同が必要である。

ちなみに、スキデルスキーはこれらの学問のキーワードが「権力」、「組織」、「文化」、「善」といった概念であると指摘し、経済学がいかにかこれらの概念を排除してきたかを雄弁に語っている。

以下、これらの主張を漸次要約してみよう。

(3) 合理的経済人批判

合理的経済人への批判に関して、スキデルスキーのそれがもつ特徴は、社会経済の発展史の中で、また経済学史の流れの中で、この仮説の虚構性を鋭く指摘している点にあり、重要なのは「**個人を歴史的・社会的文脈の中で捉え返すこと**」にある。彼によれば、確かに人間は合理性を備えているし、欲求を追求する存在である。しかし歴史的に振り返ってみれば、そうした個人像が前景化したのは、啓蒙主義、近代主義、自由主義の時代を経てからである、という。それまでは個人は共同体、地域、宗教のなかに埋め込まれていたし、個人の自由な「欲求」を追求することよりも「必要」と「慣習」に従って生活してきた。また、経済学史の流れから見ても、スミスは発展段階としての「商業社会」に期待を寄せ、自由な個人の時代を予見したが、同時に道徳の問題にも触れていたのである。

しかし、新古典派は、ロビンズ以来経済学からその目的（倫理観）を削除

し、手段の効率性のみを追求してきた。つまり、新古典派が本来の人間が持つ様々な特性を無視して、「合理性」のみに焦点をあてた人間像を作り出したことが根本的な誤りであって、たとえ「非合理性」を強調したとしてもそれは合理性の延長上にあるものにすぎない。

ここで彼は重要な指摘を行う。すなわち人間が本来的に有している、善を追求する性向、協調性、集団や慣習への依存、権力への追従・反発、愛の希求なども行為主体性の重要な要因であり、こうした主体性の発動はときに利得を追求することと矛盾するのではないかと。

ではなぜ新古典派は、このようなありもしない「単純な人間像」をつくりだしたのだろうか？彼の答えは、自然科学の原子に比するような存在として、人間をモデル化し、自然科学と同じく、「他の条件が同じならば～である」という推論を行えるようにするためである。これは、本来「開放系」の学問である経済学を、「閉鎖系」の学問とするために必要な方法論的前提であった。

彼によれば、人間は状況依存的に、先に述べたような複数の「行為主体性」をもって行為する。つまり人間が行為する時間や空間が異なっているならば、人間は、特定の時間や空間で生起し、持続している特定の歴史、制度、文化に規制されて行為するほかない。その場合の行為主体性は、同一の個人および諸集団であっても「複数」存在し、それらが複雑に連関しながら、様々な主体は「自由な選択」を行うのであって、**それぞれの行為主体性は常に同一の主体において分離されることなく機能する**。新古典派は、プラトン以来の「理想主義」（そして近代以降のデカルト主義）を敬慕し、行為主体性を過度に分離・単純化し、歴史、制度、文化、倫理をその理論から排除してきたのである。

さらに、スキデルスキーは、社会経済を「市場経済」に単純化せず、「システム」と捉える。時間と空間が異なっている場合、システムとしての社会経済は、普遍的な法則や原理で分析できないのであって、個人がそうであるように、システムとしての社会経済もまた時間と空間に応じて多様性を持つ。分析対象としての社会経済が多様である以上、特定の時間と空間を前提として演繹された、いわば特殊なものに過ぎない「単一の法則や原理」のみでは、

変化し続けるシステムとしての経済を分析できない。

しかし、スキデルスキーは、複雑なものを複雑なまま分析せよとは述べていないのであって、個人以外のモノを「最初から」経済学の方法論に組み込むべきと主張しているように思われる。それが「集団」である。

(4) 方法論的個人主義および方法論的全体主義の誤り

スキデルスキーによれば、経済学は二回の革命を経験したという。すなわち限界革命とケインズ革命がそれぞれである。ケインズ革命は限界革命に対する反革命であったが、しかしその貢献は、後に新古典派に吸収され、マクロ経済学はミクロ経済学の一つと見なされるようになってしまった。こうした主張に通底しているのは、方法論的個人主義を経済学から一掃できなかったがゆえに、こうしたことが生じてしまったということである。

一般的に、方法論的個人主義は、個々人の行為主体性の発揮→総和としての全体のパフォーマンスという一方向的な「因果関係」しか捉えていない。しかし彼は政治学や社会学の貢献に依拠しつつ、次のように問う。すなわち社会経済には「個人」しか存在しないのか？ 国家は？ 組織は？ 中間団体は？ と。

こうした問いに対して、スキデルスキーは、個人のみ重点をおくゲーム理論やネットワーク理論を引き合いに出しながら、そのいずれもが個人という主体の相互作用のみを捉えていて、その相互依存関係を捉えきれていないと批判する。ちなみに、相互依存関係という概念は、「システムにおける個人の位置・地位」という概念と密接に結びついている⁵。この概念を、本論に引きつけて解釈するならば、諸集団は関係の構造の紐帯であり、その諸集団に属する諸個人（部分）は、その集団（全体）における自身の地位に応じて、経済的のみならず、政治的、社会的（制度的・慣習的）、倫理的に強く

5 詳細については、スキデルスキー（2022）23頁を参照されたい。なお、言語学者のジョン・R. サール（2018）は、こうした主体の地位が社会において「言語的に宣言されること」、すなわち制度化されることによって特定の「地位機能を持つ」と指摘している。

制約される。これを、彼は「主体による選択の構造」と呼んでいるのであるが、方法論的個人主義はこの構造を全く無視しているという。

同様に、方法論的全体主義に依拠するマルクス主義や多くの社会学理論は、「構造」の支配を優先するという偏りがある。スキデルスキーによれば、現実の社会経済には、様々な集団があり、その集団における個人の選択は常に自律的で経済合理的なものではない。むしろ、その集団に帰属しているが故の、偏りがみられるのであって、リカード、マルクス、ウエーバーは、この偏りを「階級」と呼んだのである。

こうした現実の社会構造における様々な構成要素を前提とした上で、経済学は方法論的個人主義にも方法論的全体主義にもよらない、関係的構造を重視した方法論を展開すべきであると捉えて、彼は次のような重要な指摘を行っている。

「互いに関係する諸個人は、システムの要素として関係的に組織されることを通じてのみ、自らが持つ因果的な力を行使することができる」（前掲同書、144頁）。

このような指摘からすれば、彼は、企業、国家、各種団体がもつ関係的構造を前提とした上で、諸個人の行為主体性が行使されると捉えているのであり、その因果連関の方向性は、諸集団を起点とした、ミクロからマクロへの、またマクロからミクロへとといった双方向的なものであると考えているように思われる。

(5) 権力、集団、制度、倫理の経済学への組み込み

スキデルスキーによれば、主流派経済学は、消費者主権を謳い、諸個人は平等であることを前提にモデルを構築している。しかし現実には、諸個人は平等ではなく、自らの属する社会的諸集団（企業、階級、国家）ごとに権力の発動にさらされている。ちなみに、ここで言う権力とは自分の要求に他者を従わせる力のことである。主流派経済学は、こうした権力を外部（所与の条件）へと追いやり、もっぱら経済的権力のみを取り扱ってきたという。

また、制度・慣習について、彼は旧制度学派の思考を継承しているが、新

制度学派については、コースをはじめとする「新制度学派」は方法論的個人主義を堅持して、その外部から組織の概念を導入しているとの理由から批判している。

加えて、スキデルスキーは、新古典派経済学による効率性=善という単純化された倫理観を批判して、公平性や公共性もまた善の構成要素であると指摘する。つまり新古典派は、その理論的拡大の中で、効率性とは異なる善を、目的としては排除してきたのである。したがってスキデルスキーの言う「倫理」は、大まかに言って、目的として設定される事の善悪をめぐる判断基準のことである。しかしそれは、コモンズやテレの言う「倫理」と比較して、かなり単純なものである。なぜなら彼らが考察している「倫理」は、道徳的判断基準としての正邪を問う**単なる既知の前提**であるだけでなく、強制や説得という「手段」を通じて**絶えず構成され、刷新される**判断基準でもあるからである。この点については後述しよう。

もっとも、主流派経済学はこうした目的としての多様な善でさえ、功利主義的帰結主義および論理実証主義に基づき拒否してきた。しかし、現実の社会経済では、何が良くて何が悪いのか、何が公平で何が公共なのか、という善についての判断基準は複数併存しており、しかも常に変化し続けている。現実にもそうした判断基準が存在しなければ社会経済は永続的に対立するであろう。スキデルスキーの主張は、こうした点を考慮して、**行為主体性における複数の判断基準を調停する「妥協、調整」が必要である**ことを強く示唆している。

2. コモンズ「取引の公式」に「行為主体性」を組み込むために ——「適正価値」創発のための方法論的基礎を整理する

(1) 経済合理性の追求はなにをもたらしたか？

以上、やや迂遠ではあったが、スキデルスキーの研究から、明らかになったのは、以下のことである。

- 1) 方法論的個人主義と方法論的全体主義の対立を調和する第三の方法論を探求すること。これは我々のモデルの基礎的方法論である、「全体・個

人主義」と軌を一にしている。

- 2) 政治学、社会学、歴史学、倫理学との協同が必要であること。これは経済学が揚棄してきた行為主体性に関する複数の判断基準をモデルに組み込むべきであることを強く示唆している。
- 3) 経済学は閉鎖系から開放系の学問へ向かうべきである。つまりシステムを閉じるのではなく、論理体系としては完全に閉じることはできないが、安定化する（秩序づける）第三の要素の探求が必要であるということである。

1) と 2) については、すでに前節で詳しく検討した。そして言うまでもなく、本研究の立場とそれらの観点は親和的である。本研究において、より重要なのは、3) の観点である。

すでに述べたように、諸個人および諸集団は、自らに固有の複数の「行為主体性（コモンズの用語で言えば「自発的意志」）」を備えている。したがって、諸個人・諸集団は関係的構造において常にそれら複数の行為主体性の行使を余儀なくされている。さらに諸個人・諸集団はそれら複数の行為主体性のいずれを優先して判断すべきかについて、あるいはどのようにそれらを組み合わせるかについて、自らが属する諸集団の構造内部で、また諸個人・諸集団間の構造においても、常に認識上の決断を迫られる存在である。こうした認識過程を前提とすれば、おそらく、諸個人・諸集団の数だけ、行為主体性の組み合わせは存在するであろう。これをそのまま捉えてモデルを構築するならば、それは発散の体系となろう。

新古典派経済学は、こうした発散の体系を忌避すべく、換言すれば「最適解」を演繹すべく、個人の「経済合理性」（コモンズの用語で言えば「効率性」）という行為主体性のみを選択した。集団は代表的個人概念に還元され、個人と集団は同一視され、すべてが経済的合理性に従って行為する。その結果、新古典派経済学は、全ての社会的事象も経済合理性に基づく行為主体性で説明できると考えるに至った。

新古典派経済学の罪は、こうした功利的帰結主義から得られた結論が真理であると主張し、その真理を学んだ者から、実際にそのように行動する人間

を生み出したことである。そしてそうした真理は、社会経済における様々な行為主体性を蝕み（判断基準としての価値を貶められ）、現実にもっぱら功利主義的な行為主体性が支配的なものとなってしまったのである。そうした状況では、権力は政治的合目的性の文脈を超えて他者支配のための装置となり、倫理は相互承認的な説得装置から利得と権力のための強制装置と化するのである。

(2) 行為主体性の構成および行使における変容：複数の行為主体性の対立、合意、あるいは葛藤の不在

ここで唐突ではあるが、こうした行為主体性変容の実例を挙げてみよう。

日本経済においては、長らく「家族主義」という社会的・文化的慣行が諸集団の構造を強く規定してきたといわれる。たとえば、日本におけるレギュラシオン理論の第一人者である、山田鋭夫は、まさにこうした社会的・文化的慣行・制度を制度経済学の観点から明敏に解析し、「企業主義的コーポラティズム」による「家族主義的レギュラシオン」という新たな概念を生み出した（例えば山田（2008）など）。

この家族主義的関係的構造における諸主体の行為主体性は、まず経済的には「所得格差の相対的小ささ」の探求であった。これは、本研究の用語で言えば、暗黙の合意をもって、ある程度の利得の平準化を目指すという集団的活動における行為主体性の表れであった。

またこうした関係的構造においては、政治的には「家父長制（パターナリズム）」が支配的であった。上位権力への追従、上意下達という権威主義的権力行使のあり方は、これまた暗黙の合意をもって、諸集団（家族、企業、各種団体）におけるガヴァナンス・コードであった。ただし、権威主義的ではあっても、このコードの行使は形式的にせよ集団的合意を伴うことが暗黙の了解であった。

最後に、その関係的構造においては、倫理的には「同質性に基づく信頼」が支配的であった。これは諸集団においてある程度の平等性、公平性が担保されることを暗黙のうちに前提・合意することによって醸成される相互信認の源泉であった。こうした相互信認を礎として各々の企業は生産性を高め、

利潤を確保し、所得の再分配を実現しようとした。

こうした**複数の行為主体性の結合から創発された適正価値**（家族主義的レギュレーション）を源泉とする様々な諸制度は、高度経済成長期に原型が構築され、その後の成長を牽引し、「失われた30年」に至るまで残存した。

しかし長引く不況の下、そうした家族主義という文化的慣行は、競争主義および能力主義というもっぱら経済合理性に基づく行為主体性の優位性が社会的・政治的・文化的に喧伝されるにつれ、形骸化していった。曰く、経済合理性に基づく行為主体性の行使は善であり、集団ごとに存在する多層のかつ階層的な政治的合目的性をすりあわせるよりも、「権威主義的な政治的合目的性」を優先する方が効率的である、同質性に基づく信頼は競争主義の障害に過ぎず、平等性や公平性に基づく信頼よりも、不平等や不公平の存在こそが集団の効率性を高める、等々。こうした行為主体性の変容が、システムとしての関係的構造をどのように変化させるのかについては判然としないが、もしかすると、新古典派経済学が想定するように、集団はますます原子化された個人の集積体となり、AIやDXなどのテクノロジーが諸制度に、ひいては「紐帯としての集団的活動」に代替するのかもしれない。

もっとも、そうした不確定な変容を憶測に基づいて語るよりも、本論において強調すべきは、日本経済の不幸は、その経済的成功の故に、新古典派経済学のモデルにあたかも追従するがごとく、複数の行為主体性をすべからく経済合理性に還元してしまったことである。しかもその過程において、こうした関係的構造の変容、ひいては複数の行為主体性の結合のあり方が、政治的にも、社会的にも、倫理的にも、徹底した熟議に基づいて社会全体として考慮されなかった。日本経済における倫理的次元で今なお共有されている集団内部での「同質性」がそこでは、諸集団においてネガティブな相互依存関係を生み出してしまったといえる。

複数の行為主体性それぞれが持つ「適正さ（Reasonableness）」、さらにはそれらの結合による「適正価値」の創発を一切問うことなく、またそうした適正価値が公共目的における重要な判断基準になることを能動的に意識することなく、迷走しているのが日本経済の現状であろう。しかし、結論で述べるが、そこには一条の光明が差しつつある。かくして本論がコモンズの「適

正さ」概念に拘泥し続けているのはまさしく上記の理由による。

(3) 行為主体性の結合から創発される「適正さ」

翻って、本論においてより重要なのは、次のことを確認することである。すなわち、まず個々の経済行為において、個々の行為主体（個人のみならず集団においても）が独自の行為主体性を帯びていることを前提として、権力、倫理の問題をモデルに組み込むこと、つまり、諸個人が経済合理性以外の合目的性を持って主体的に行為していることを方法論として組み込むこと、がそれである。

ついで、システムを収束させるのでもなければ、発散させるのでもないものとして理解するために必要なことは、経済合理性、政治的・倫理的合目的性に加えて、システムが全体性として継続するためには様々な利害対立を経て、さまざまな行為主体性が相互に依存することで創発される、「妥協」や「調整」という合目的性を、システムの第三項としてモデルに組み込むことである。これらは、一つの行為主体性に特権を与えることなくシステムを秩序化するために必要な操作である。本論では、以下、**これらの弁証法的結合を「適正さ」の創発と呼ぶこととする**。また、能動的にせよ、受動的にせよ、さらにはそれらの混交であるにせよ、創発された「適正さ」は、制度創発の価値基準となる。したがって、**歴史具体的制度創発の契機は、「適正さ」という価値基準の創発を源泉とする**のである。

実際、コモンズ (1934) は、「効率性」・「希少性」・「将来性」という原理が複合的・進化的な因果連関を持って、「慣習」・「主権」という原理によってコントロールされる様態を詳細に論じている。誤解を恐れずに言うならば、いわば適正価値の創出は、これらの諸原理の結合からもたらされる。このことは、前者三つの原理は経済のダイナミズムにとって不可欠であるが、後者二つの原理が前者三つの原理に関わって初めて社会的秩序が安定することからも明らかである。なぜなら後者二つの原理は、異なる時間と空間のもとで、様々な利害対立が歴史具体的に調整された結果、生み出されたものであり、その原理なくして、社会的秩序は成り立ち得ないからである。コモンズが『制度経済学』において数多くの実例を検証していることからわかるよ

うに、その妥協と調整はその時々「適正さ」という基準に照らし合わせて行われたことは言を俟たないであろう。したがって、社会経済をより現実的な諸原理に基づいて分析するためには、「適正さ」(Reasonableness)という概念を経済学の方法論に組み入れることがもっとも妥当である。

実際、J. R. コモンズの適正価値論について、宇仁(2022)は次のように述べている。

「コモンズがいうように、「適正価値という考え方は、協力を継続させるために、共働し、互いに依存し合う人々の合意に基づく理想主義である」(Commons, 1934, p.743)。そして「すべての人々の現実的諸目的に関するほぼ普遍的な合意」は、上記のような諸個人、諸集団の認識の転換プロセスの帰結として実現するとすれば、適正さの中核の意味は、このような認識的アスペクトにあるといえる」(宇仁(2022)、95頁)。

こうした宇仁(2022)の主張を、制度経済学の方法論に取り入れるということの意味は何であろうか？それは、システムを秩序化するためには、つまりそのままでは決して終わることのないそれぞれの主体の合理性や合目的性の対立を調停するためには、「適正さ」の確立・刷新が、すなわち諸個人・諸集団における認識的アスペクトの転換という第三項による倫理的・象徴的次元における調整が、必要となることを方法論的前提に組み込むということに他ならない。このような転換がシステムの構造を、ひいては諸制度を変容させ、行為主体性を歴史具体的に変容させる契機となるのである。そこで、次節ではこの「認識的アスペクトの転換」を、われわれの「取引の公式」へ導入することを試みよう。

3. コモンズ「取引の公式」への「適正さ」の組み込み

(1) テレ「取引の公式」の修正

中原(2024)で検討した、テレ(2002)に基づくコモンズの「取引の公式」は、J. ピアジェの発生論的構造主義に基づき、コモンズの取引の公式を再定式化したものであった。このテレによる「取引の公式」は、制度創発の

問題をコモンズの制度概念に従って動態的に読み解くための基本モデルであるといえる。しかしながら、この公式には、構造主義に由来する弱点がある。というのも、この「公式」は、一方で様々な主体（諸個人、諸集団）が諸構造の内部・外部における相互作用や相互依存の諸要素であることを明らかにしているが、他方でコモンズの言う「自発的意志」をもった主体がどのような主体性を持って行為するのかを、明示的に問わずしてモデルを構築しているからである。しかしながら、コモンズ派レギュラシオニストを自称するテレは注意深くも次のように述べることで、方法論的全体主義の軛から逃れている。すなわち、

「全体性－社会は、それが^{アッソンプラージュ}ある集合体としてしか把握されえない以上、先験的に総体的な構造を持たないのであり、その集合体は部分的で多様な構造からなるが、それらの構造をほとんど保証していない」(Théret, 2002, p. 17)。

つまり、全体性・社会は、事後的にしか秩序化しえないのであり、その秩序化は、全体的な「レギュレーション」の確立によってしかなしえない、ということである。レギュレーション理論は、長らくこうした全体的調整様式の成立を「(歴史の) 思わざる発見」という用語で説明してきた。これは歴史的発展のなかで偶然成立した諸制度（そしてその結合様式が調整様式である）が、ある契機によって全体を調整するようになったことを意味している⁶。

しかし、コモンズの「適正さ」の概念をレギュレーション理論の中に組み込もうとしているわれわれからすれば、もはやこのような蓋然性を内包した用語ではなく、別の用語を用いることができる。それは諸集団における様々な妥協や調整の結果生じた、「適正価値」の変容・成立である。社会の諸構造の全体的調整をもたらすのは、諸個人・諸集団の倫理的・象徴的次元において生じる、この適正価値であり、これが構造の体系を完全に閉じることなく、

6 レギュレーション理論の旗手であるロベール・ボワイエ (2022) もまた、経済学の「理論は歴史の娘である」と述べて、歴史的時間の中で調整が行われることを経済学はあまりにも無視しすぎていると警告している。

一時的に秩序化するるのである。

すでに見たように、宇仁（2022）は、適正価値創発の契機を「諸集団の認識転換のプロセス」に見いだした。このことは、関係的構造の下に置かれている諸集団（およびその構成員である個人）の経済的、政治的、倫理的な行為が主体性（自発的意志）の結合様式が集団のレベルで認識され、同意に至ることを、そしてそうした同意が関係的構造において象徴的に機能することを意味する。しかしながら、テレのモデルにおいては、こうした象徴的次元における転換は倫理の問題として、正確には「信頼の弁証法的形態変化」として捉えられており、そこでは適正さの観点は前景化していない。

とはいえ、適正さの概念には、その生成を演繹的に推論できない、数学的定式化も難しいという弱点を抱えていることも事実である⁷。しかしながら、論理的整合性や数学的定式化という形式主義を超えたところに現実の社会経済はあるのであって、そうした定式化から得られる帰結の方が現実よりも真であるととらえるならば、それは科学として誤った考えであるといえよう。

（2）「倫理」から「適正さの認識的アスペクト」へ

周知のように、コモンズによれば、様々な取引において、取引者たちは「説得と強制」という折衝心理学に基づいて行動する。彼がロビンソン・クルーソーの挿話を引き合いに出して述べているように⁸、強制は、取引者たちの身体的力および政治的優位性、劣位性の度合いによってまずは「威圧」および「強要」という力となって現れる。しかし取引者たちの間において「平等化によって威圧という身体的力が無効になり」、「平等化によって希少性という経済的力が無効になった場合、取引者たちは「われわれが「説得」と名づける道徳的力に頼らなければならない」⁹。国家の力はこうした力の最終形ではあるが、その国家でさえ、一定の上限と下限の範囲内でしか

7 ちなみに、Gislain et Th eret (2024) はこの問題に対処する一つの方法として、フラクタル理論を挙げている。詳細については、同書pp. 176–92を参照されたい。

8 コモンズ（1934）、邦訳128～138頁。

9 前掲同書、131頁。

強制できないし、説得できない。

こうしたコモンズの考察は、行為者たちが様々な集団的活動（取引はその最小単位である）において様々な構造化（システム全体のモノもあれば、システムの部分である組織や諸個人のモノも含まれる）の影響を受けつつも、最終的には自発的意志に従った「選択の自由をもって」行為することを明示している。そうした行為の源泉である道徳の力によって各々は、「合意（ミーティング・オブ・マインド）に到達」¹⁰するのであって、その合意は法的次元を経由して社会的な「適正価値」となるのである。

もっとも、こうしたことは、テレの「取引の公式」においては、「倫理」の次元で捉えられており、方法的信頼、倫理的信頼、ヒエラルキー的信頼という三つの倫理的次元を設定することで、テレのモデルは方法論的全体主義の呪縛から一定程度逃れているといえる。なぜなら信頼とは、諸集団の関係性の内外で機能し、その機能作用は間接的に諸集団の意思の表れでもあるからである。その限りで、構造における主体の自律性は方法論的構造主義の範囲内であるが許容されている。

しかしながら、そのモデルでは「対立・協調・秩序（制度化）」という弁証法的ダイナミクスが前面に押し出されているが故に、倫理の機能作用は受動的であり、能動的ではない。すなわち、テレの言う三つの信頼は、構造の支配下での取引者の行為を規制する強制因であり、それを解放する能動因ではない。したがって、テレのモデルを下敷きにした中原（2024）のモデルでもまた、自発的意志の発動に始まる、各々の自発的意志の対立・協調・秩序がどのような契機をもって生起するのかが十分に明確化されていない。

これはテレ自身がこのモデルにコモンズの「適正価値」の概念を導入していないこと、また適正価値がどのような契機によって生成しているのかを明らかにしていないことに、起因しているように思われる。こうした問題点を解消すべく、次節において、我々の基本モデルに「適正価値」の概念を組み込むことを試みる。

10 前提同書、同頁。

(3) 基本モデルの修正

われわれは、以前の基本モデル（中原2024）において、取引は、以下の枠組みの下で行われると仮定していた。

- ① 取引は自発的意志を持ったその当事者たちが関係を持つことから始まる。
- ② 関係の構造の中で取引における彼らの利害は経済的・政治的に対立している。
- ③ 自発的意志は最終的に個人を抑制・解放・拡張する象徴的なもの（法および・あるいは倫理）によって調整される。

われわれは、ここまでの検討を通じて、これらを次のように発展的に修正する。

- ① 取引は、経済的・政治的・倫理的な行為主体性を備えた取引者たちが関係の構造の中で対峙することから始まる。
- ② 上記三つの行為主体性は、経済的合理性、政治的合目的性、倫理的妥当性で表象される。
- ③ 取引者相互の取引行為は、経済的合理性、政治的合理性、倫理的妥当性それぞれを考慮する対立・協調・制度化の過程を経由する。
- ④ 取引におけるそれぞれの取引行為は、強制ないし説得を通じて、最終的に取引者たちの間での妥協、調整、合意に至る。
- ⑤ 取引者たちの妥協、調整、合意からもたらされる彼らの象徴的次元における認識的アスペクトの転換は、取引の「適正さ」を含意する。

次いでこの枠組みにおける取引者の行動様式を定義する。

- ① 取引者たち各々の経済合理性に基づく行為は、貨幣的所得の獲得を目的とする。
- ② 取引者たち各々の政治的合目的性に基づく行為は、一方が他方を支配・従属させること、協調すること、合意することを目的とする。
- ③ 取引者たち各々の倫理的妥当性に基づく行為は、上記二つの合目的性

に基づく行為を象徴的に媒介することを、すなわち取引者たちの認識的アスペクトの転換をもたらすことを、目的とする。

以上の定義に従って、(Ⅰ) 売買交渉取引、(Ⅱ) 管理取引、(Ⅲ) 割当取引のそれぞれにおいて、適正価値がどのように構成されるのかを検討しよう¹¹。

(Ⅰ) 売買交渉取引

ここでは、彼らは互いに自由であり、何らかの強制力による政治的な「権利・義務」の関係にはない。したがって、互いに「自由」である以上、一方が自由を全面的に行使すれば、他方は無保護となり、他方からすればその逆となる。

この取引において、彼らは、自らの行為主体性（自発的意志）を一定程度コントロールする「主観的かつ構造化された関係性」の下で、以下のように考えて行動する。

- a. 経済的には、経済合理性に基づく「貨幣的得失」を考慮して行為する。
- b. 政治的には、形式的に平等であるが故に、取引者双方の政治的合目的性の追求はその上限と下限の範囲内で双方とも最大化可能である。
- c. 象徴的には、「方法的信頼」¹²に依拠するが故に、倫理的妥当性は最も原始的なレベルで媒介的に機能する。
- d. このレベルで構成される「適正さ」はアドホックなものであり、ある全体性・社会の次元においてミクロレベルに位置づけられるものである。そこでは経済合理性が第一義的に優先され、政治的合目的性および倫理的妥当性は副次的なモノに過ぎない。したがって、それは社会的次元で

11 これ以降の記述は、中原（2024）第2節を大幅に改変し、再掲したものである。

12 なお、ここでいう「方法的信頼」とは、テレの言う三つの倫理のうちの一つであり（Théret, 2021）、それは「相手が自分を信じているから自分も相手を信じる」ということである。この状態では、テレの言う私的な「自己に対する他者の従属」（他者を自分に従わせる）という倫理的ワーキング・ルールが動員され、彼らは各々そのように振る舞う。

の「適正価値」の創発ではない。またその適正さは基本的に他の個々の取引、集団、公的組織には妥当しない。

かくして、a～dのプロセスを経て取引者たちが合意すれば、それは「売買交渉取引」になる。しかしながら注意すべきは、最も単純な売買交渉取引（たとえば、消費者としての個人と生産者としての企業の取引や企業間取引）であったとしても、その取引のプロセスにおいては、前提としてb～dの条件を満たしていなければならないということである。要するに、コモنزの用語に従えば、売買交渉取引においてはaがこの取引における制限因子であり、b～dは補完因子であるということである。

（Ⅱ）管理取引

この取引では、各人の政治的地位（関係的構造における地位）が動員され、お互いは全面的に自由の状態ではなく、その地位の違いによって互いの自由が一定程度拘束される状態になる。したがってここでは政治的パワー（地位）の違いが前提される。さらにいえば、このパワーの源泉は経済的なものであり、より多く所有している者はそれより少なくしか所有していない者よりもすでに政治的に優越している。つまり、この取引では「政治的パワー」の違いによる私的ヒエラルキーが存在する。

このような政治的關係の下で、経済的利害を巡って各々の政治的パワーが発動される。彼らは自らの政治的パワーに応じて、お互いの自由と無保護の割合を上限と下限の範囲内で極小化ないし極大化しつつ、集団的レベルでの「権利・義務」の關係を取り結ぶ。これは経済的なものにおける「債権・債務」の關係としての構造が、政治的なものにおける「権利・義務」の構造に転化することを意味する。

したがってこの取引における彼らの行為主体性（自発的意志）を方向付ける「主観的かつ構造化された關係性」のもとで、彼らは以下のように考えて行動する。

- a. 経済的には、依然として、経済合理性に基づく「貨幣的得失」を考慮し

て行為する。

- b. 政治的には、形式的にも平等ではないが故に、その利害を調整するために、一方が他方に一定の限度内において政治的パワー（主権）を行使する。したがって、これまで背後に隠れていた政治的パワーのヒエラルキーが前面に押し出され、集団的な「権利・義務」の関係が発生する。
- c. 象徴的には、「倫理的信頼」に依拠する¹³。そのため取引者たちは集団的制裁の存在を考慮して行為しなければならない。
- d. このレベルで構成される「適正さ」は、それは一定の時間と空間の範囲内で持続性と妥当性を持つ。しかしながらこのレベルで構成される「適正さ」もまたアドホックなものであり、ある全体性・社会の次元においてはメゾレベルに位置づけられるものである。そこでは政治的合目的性が、経済合理性よりも、また倫理的妥当性よりも優先される。したがって、ここでもまたある全体性・社会の次元での「適正価値」の創発には至っていない。

このa～dのプロセスを経て、この取引は「管理取引」になる。なお、ここではbが制限因子であり、a, c, d, が補完因子である。この取引の代表的事例は企業内部における生産・販売などの技術的管理、労務管理などであり、そこではもっぱら効率性（たとえば労働生産性）を追求するために、ある集団内部における個々人や諸集団に対して様々な慣行が政治的主権の下もっぱら強制を通じて適用される。

(Ⅲ) 割当取引

この取引において、取引者たちの「自由」は、ある集団がパワーを有し

13 なお、これもテレのいう三つの倫理のうちの一つであり、それは、この取引において政治的パワーを受け入れるか、拒否するかについての判断を下すための倫理的ワーキング・ルールである。方法的信頼と異なり、この倫理は、法的に承認されてはいないが、私的な「他者に対する自己の従属」（取り決めに従う）というワーキング・ルールである。これは、この局面でのあくまで集団的な「道徳的な取り決め」であり、これを遵守しなければ集団的「制裁」（直接のおよび・あるいは象徴的暴力）が発動される。

ているという意味において、主権的にコントロールされた自由である。この取引が成立に至るとき、取引者たちはその集団で共有されている政治的ヒエラルキーを媒介として、互いに「他者に対して自己を従属させる」状態に至る。ここでは経済的所有の関係も政治的地位の関係も確立され、互いの自由は、集団内部において、それらの関係を介して、一定の範囲で制限される。そしてこの取引を行うある全体性・社会の次元において、別の取引者たちがこの全体性・社会に参加しようとするとき、この集団における取り決めを承認しない限り、その者たちは取引を行えない。かかる局面において、そのような取り決めは、慣行（習わし）となる。そしてそれは、その取引を行う者たちによって集団のかつ象徴的に認識されることを通じてはじめて、その集団的レベルにおける「認可された制度」となる。そしてこの制度が、取引に参加しているおよび参加しようとする者たちによって持続的なワーキング・ルールとして認識されるとき、それらの集団は、単なる集団からある将来性を持った「組織」となる。加えてその認可された制度は、次の新たな割当取引における「習慣的前提」となる。

したがって、この取引において行為主体性（自発的意志）をコントロールする「主観的かつ構造化された関係性」のもとで、彼らは以下のように考えて行動する。

- a. 経済的には、集団の主権の下での、集団的な慣行によって、貨幣的得失に関する経済的利害対立は調整される。
- b. 政治的には、集団の主権の下での、集団的な慣行によって、地位を巡る政治的利害対立は調整される。
ここでは「権利・義務の関係」が政治的主権によって確定され、取引者たちの関係的構造としての「集団」が持続するためのある「制度」が政治的に生成される。
- c. 象徴的には、ある制度の下での「ヒエラルキー的信頼」¹⁴に依拠する。

14 この取引においては、ある組織が主権を持って存在しているのであるから、取引者たちは、取引を行うためには、その主権のパワーに従属しなければならない。つ

集团的制裁を回避すべく、集团的活動（制度）への従属という形で倫理的合目的性は調整される。

- d. このレベルで構成される「適正さ」は、それが集団内部で認可されたものである限りにおいて、a～cまでの動態のプロセスを経た結果創発された、一定の集団における「適正価値」であり、一定の時間と空間の範囲内で持続性と妥当性を持つ。なぜなら（Ⅰ）・（Ⅱ）の場合とは異なり、この取引は単なる集団ではなく、一定の将来性を有した「組織」において行われるからである。したがって、**経済的、政治的、倫理的**という三つの次元すべてにおいて、「適正さ」が創発され、それが**適正価値**となるのは、この「割当取引」においてである。

ここでの慣行はもはや単なる私的慣行ではなく、主権的に認可され、（回避・抑制はあり得るとしても）強制ないし説得される慣行、すなわち「制度」であり、これに従わない場合、組織的制裁が加えられる。このa～dのプロセスを経て、この取引は「割当取引」となる。なお、ここでの制限因子はc, dであり、a, bは補完因子である。

例えば、企業、アソシエーション団体は、この割当取引の主たる行為集団である。これらの組織内部での指揮命令系統や所得配分に関するルールの具体的ありよう（ワーキング・ルール）は、この割当取引において参照される適正さ基準を象徴するものであり、この基準なくして、組織は秩序化され得ない¹⁵。要するに確固たる主権がそれぞれの組織に存在し、その主権の下で

まり、売買交渉取引において無制限な自由の対立という「関係」のなかで構造化される「信頼」であったものが、管理取引において制限的な自由の対立という「関係」のなかで構造化される「信頼」に転化され、割当取引においてその構造の上部から強制される「信頼」に転化されるのである。この最後のものがテレの言うヒエラルキー的信頼である。

- 15 ただし、国家という組織が行う割当取引は、全体性・社会の維持にとってもっとも重要な、財政という所得配分メカニズムのありように関わるものであるため、正確な記述のためには、この取引においてはa～dの条件に加えて法的次元での「適正さ」が求められる（正確を期すならば、このことは企業にももちろん妥当するが、ここでは議論の複雑さを避けるためいったん留保しておく）。言葉の真の意味での

合意された慣行（これが全体性・社会のレベルに至るためには倫理的次元のみならず、法的次元での合意が必要になる）が集団的かつ象徴的に認知されていることが諸集団レベルでの「適正価値」成立のための必要条件である。

結語に代えて

以上、コモンズの「公式」を、テレのモデルに組み込みながら、適正価値の創発がいかにしてなされるかを検討した。そこから明らかになったのは、分権化され、矛盾に満ちた社会経済を秩序づけているのは、その社会経済における「適正価値」である、ということである。経済学は長らく、この捉えどころのない概念を放置し続けてきた。しかしながら、現代のような混迷の時代において、必要とされるのは、経済合理性のさらなる探求でもなく、権威主義的政治システムの構築でもない、ましてや新しいイデオロギーでもない。必要なのは「適正価値」の探求である。

コモンズが生きた時代に台頭しつつあった「軍国主義」、「ファシズム」、「共産主義」は、権威主義的政治的秩序の下で、それぞれのイデオロギーを倫理的規範としつつ、経済合理性を探究しようとした。コモンズが当時提唱した「適正な資本主義」の構想は今でも十分に検討に値する社会経済システムである。

たとえば、昨今の日本経済における政・官・財を挙げての「賃上げ」ブームの到来は、この適正さが長期の時間を掛けて醸成されてきたことの好例ではないだろうか？

バブル経済の崩壊に始まる日本の「失われた30年」は、高度経済成長期に認められていた、全体性・社会の次元において、公共目的としての適正価値がもつ認識的アスペクトの転換が問われ続けてきた30年であった。その30年において経済的効率性が優先され、労働者の平等性や賃金の公平性の探求は、

（宇仁（2022）の意味での）「適正価値」およびその認識的アスペクトの転換を考察するには、この次元での詳細な検討を必要とする。これについては別稿において検討したい。

効率性の背後に追いやられた。その結果もたらされたさらなる経済の停滞は、少子高齢化という難問に直面し、「賃上げこそが日本経済の成長をもたらす」という認識的アスペクトの転換に至った。いまや労使双方が「適正な賃金水準」について議論し、労使交渉において賃上げが適正であるという認識が習慣的前提になりつつあるのである。

確かに現実の経済システムが数学的定式化に基づくモデルによって変わることもあるだろう。しかしそれはスキデルスキーの言葉を用いれば「修辞学」の効果によるものであり、その修辞学で利益を得るものには有益であろうが、不利益を被るものにとっては有害である。適正さの概念に基づく commons の「取引の公式」を、さらに精緻化することは、そのような修辞学に抗して、現実の社会経済の動きに即して理論を構築することの一助となるであろう。

最後に、我々の次なる課題は、この公式を「企業」・「国家」を含む全体性—社会のなかで考察することである。

謝辞

2022年度の進化経済学会全国大会において筆者の発表に対する的確なコメントと批判をくださった宮本光晴氏（専修大学・名誉教授）に深謝する。氏へのリプライを考えることが本稿作成のきっかけとなった。また、筆者の「適正価値」理解に対して、私信によって適切なコメントと批判をくださった宇仁宏幸氏（追手門学院大学）に深謝する。無論、あり得べき謝りの責は全て筆者に帰せられることは言うまでもない。

なお、本稿は日本学術振興会科研費基盤研究C21K01418の成果である。

参考文献

- ボワイエ、ロベール (2022) 『経済学の認識論—理論は歴史の娘である』(山田鋭夫訳)、藤原書店。
- Commons, John R. (1934) *Institutional Economics: It's Place in Political Economy*, New York, Macmillan. (『制度経済学 (上)・(中)・(下)』、ナカニシヤ出版、上巻 (中原隆幸訳)、2015年、中巻 (宇仁宏幸・坂口明義・高橋真悟・北川亘太訳)、下巻 (宇仁宏幸・北川亘太訳)、2019年)

- Commons, John. R. (2024) *L'Économie institutionnelle : sa place dans l'économie politique*, Volume I, Volume II, Édition de Jean-Jacques Gislain et Bruno Théret, Classique Garnier.
- Gislain, Jean-Jacques et Bruno Théret (2024) « Pourquoi lire Commons aujourd'hui ? : Introduction à une théorie générale institutionaliste de l'économie », dans Commons, J. R. (2024) *Introduction*, pp.57-350.
- 中原隆幸 (2024) 「制度の政治経済学における方法論的基礎とは何か——J. R. コモンズの理論とレギュレーション・アプローチの融合に向けて」、阪南大学学会『阪南論集 社会科学編』第60巻、第2号、2024年10月、25-43頁。
- サール、ジョン R. (2018) 『社会的世界の制作』(三谷武司訳)、勁草書房。
- スキデルスキー、ロバート (2022) 『経済学の何が問題か』(鍋島直樹訳)、名古屋大学出版会。
- Théret, Bruno (2001) « Saisir les faits Économiques : Une lecture structuraliste génétique de la méthode Commons », *Cahier d'économie politique*, Numéro, 40-41, L'Harmattan, Paris.
- Théret, Bruno (2002) « Saisir les faits Économiques : Une lecture structuraliste génétique de la méthode Commons », *Research & Régulation, Working Paper*, série HPE 2002-1 (www.theorie-regulation.org).
- Théret, Bruno (2003) « Structure et Modèles et élémentaires de la firme : une approche hypothético-déductive à partir des insights de John Commons », *Research & Régulation*, FORUM 2003 DE LA RÉGULATION, (<https://theorie-regulation.org/colloques/archives-colloques/forums-de-la-regulation/textes-forum-2003/>)
- Théret, Bruno (2020) *La Monnaie : Un Symbolique, Politique, et Phénomène Économique*, KOHYO-SHOBOU Publishers, Kyoto, 2020. (坂口明義監訳、中原隆幸、北川亘太、須田文明訳、『社会的事実としての貨幣』晃洋書房、2021年3月)
- 宇仁宏幸 (2022) 「J. R. コモンズの適正価格論と適正価格論」、経済理論学会編『季刊 経済理論』第59巻第3号、2022年10月。
- 山田鋭夫 (2008) 『様々な資本主義—比較資本主義分析』、藤原書店。
- 山本泰三 (2019) 「なぜ経済学の行為遂行性が問題となるのか：M. カロンらの所説について」大阪市大『季刊経済研究』、Vol. 39 No. 1・2 Winter, pp. 55-70.